廿九

へ13
2653
10

目録

一 渡殿行燗龍に依ル事
并 景光山崩て御門(?)罷て御跡(?)に流ル事

一 吉和又右衛門之事
并 増開陽関見物中

白木屋

門 へ 叢 1:3
號 2653
巻 10−10

第廿八

義経御見聞録巻之十九

渡唐行桐の難ニ借る事

并其党与ニ和して行桐ニ渡る事

扨も渡唐ハ備ニて海上を和しひ到ル行桐
ちえ有ゟ　へ至りて見る所ハ禁戦ニ事る乱し
給ふの旅原ニを居てハいにしへ也し事て甚後
部し　そる情ハ此後の時分ニ至りて

来夕飯後ニ者ゞ相ニ表御座敷ニ
於て秀鏡公御対面ありて大野へ被仰へ
し鏡ニ相も御紙をお寺にて御渡なり
阿弥陀如来乃威厳ニ而有りかく御挨拶ニ可被
御寺ニても御祝儀のしとて御礼ハ殊ニ御座候
て上使を遣されし先年御申付ニ而去上
ニて御祝ひとして御申すべし 依て御目録
ハ御仰らる此上は猶ニ申らるべく候

本一ヶ所ハ其元と相 御奉行衆御懸りハ御後
事ニ御座候申 切紙ニ申付られべく候 ハかり
をも届られ候 依て御役衆乃御尋ニ御申分を
て御出をいふ事 御通路之所々此を相へ当年
御奉行ニ而御振舞ニて存ゐる候 ニ候はさし当
て公儀乃威厳をもちて有り御郡中乃為ニ
随ふて後々にも相見へし 後々ハ上意ハ申とり
御よろしく御心得候様ニ可申候べし

不く御はなしハいとまつりて後之を見るにしかハ
秀頼公　秀吉没後天下の上意をさづけ
これをかふりいふりをしらへしより先上意を
下知して宝蔵を封し　其上にて秀頼を
擁く中へしまきへ行母とらうしいかゝ
津まても一旦派とけものを封し明せしハ将
[illegible]ふれと乃ちかくしハ信殿ニて上意を
秀頼丹一きものかりてもらいい[illegible]

公の弟子の[illegible]ハうらゝ[illegible]理を[illegible]
てゆへ[illegible]弟子ちりて[illegible]御[illegible]
偏しまたハ年来[illegible]いかりまちり[illegible]
取りて御まて[illegible]子つき[illegible]
ありて上使をいたしてのちハ[illegible]
ま数ある分りの軍勢乃至へしうとも[illegible]
御用へかりしませうとまれハ[illegible]
持ち乳しきの得し[illegible]を加えて[illegible]

龍角道にも其謎にて吟じ候時此家の者の
めぐりし仰に日ごろ心を以て尽し給
申されしは最前御身の参らせ候事にて申す
忠しく御前にて分別御座ありけり
其元にも無かりし事にて是非に及ばす
秀頼公御前へ安く参られし事に御座候ハヽ
切腹にも及ぶまじく候へども申して御供致す
いふとも無念の所なりしは其元に得しべし

秋篠半三郎云上御前にて申しける識なり秋の方は
義理を思ひきりし見えけるに同じく参りて切腹も
切腹せんとは中々にて最期をとげんとは存じ
ござらぬにて申し置き申さる事にては御座候ぞ
秋の一念乃様にて切腹せしと見えける
最期の時の道理を申し述べ候は御意なれ
しかるに御身の家臣の左様に其事と
御身の御存知の通り長き年の

せんと夢をみしか八百八疋を以て除のんと
曹子所を同前中し當二介に攝にと申しの
長男を組して林玄蕃に出ましむく
して有る可く候由しを拝領也し於
徳川家悪すよくるる之長男の二男之とく宝
能登守新しましき屋にて清に出ちく
忠兵衛を以て某作[illegible]にて
當に林玄蕃郎門し[illegible]

又乃絶を斬られと十年余[illegible]とと
兄弟れども當座にて[illegible]
れこ宮[illegible]出れきや[illegible]家
事[illegible]生し
忠長[illegible]侍當と[illegible]
主人乃男を孫十五[illegible]奇[illegible]
其乃[illegible]年て[illegible]
手[illegible]しこて當年[illegible]十二[illegible]

信して兆人と初年にて在るまでと云ふ處へ
是に徳を寿て御館につきても御へ殺其の撃其ら
一に厚此乎の深く御仰付めなり御心
尤も至りぬる難きに病まで見覆書に思はり
乃ち右を彼乃忽ち覚えども右の様にり難し
よろしくて頭厳とも又の儀に右を厚にとも
然ると此の四兆人ども其の一しやく後で深く
八信しまする其の乃ち其の伏られへ手より文玄
畫

ガ幕府へ又しも縁其組み其くへとこしよく
免らの人合に候由へ人合ら今日当地にてより
欲しきを其御厚様へと縁の状りて一私
この方まで願出陳御一これもし中に不
様しきりと様に成り其の給度ら有られを
存せしかども此の極悪人合所乃やう
御戚用御家人へ仰あてハ私君しも風
厚御座にし中へてもよ候しのうれ候厚風

それ乃ぞうんなん所也と彼乃所々居らるへしといふは大望な
秘蔵乃武器伝え為せ置きしかば其の
刃余の義是は抜き打ちに城中へ至りし
双龍を手に渡して事は後通る義
可成彼の扇兵衛正信が斬られし事く
く待ち彼方預りしてなれど後なれ
は斬るとすがらて敵の討も有る孝の志をせん
と痛ましけれども後其の内意を返ましょう

妻て其の味気無くあさましと存じて後敵討乃仕度
両方とも見合せ和泉は行ゆきて方にある方
上の事ども元抱の介の事は其の他に行きて出し其の事は大分
に尋ね来る事も之てこれ共に尚居る物事の処の本
後に至りて源之丞郷の仰是也候所々も家中の処
と引きの差し得てや両方申し度く候へは尚に在る
迎して方々手紙の時は和泉の妻子を引きかへして
其を尚し許し又是でな元も大方にあしまして尚之

儒者ガ念シテ聖人ニ抱其是非世界ヘ弘ル
是非トモ疑ヲ切シ孫ハ中伏ヲモ立テ来シテ
儒者ハ理一家ノ説ヲ立クヘ三ツ事ニ網見
之ヲ其者ハ先ヲ慥当面ヘ皆ヲ尤其説
聖之云律ヨリ大理ヲ学ヨヘ引合サセ度
治郎ヨリ対セシ人ニ此レ度ヲ以テ若之仁徳
ヨリ気ヲ学ビ又思ヘ見ルヨリ大理ヲ一家ニ
文モトカガレ此実ニ万人全ノ求リ事ト
決ぞ

儒者ハ利ニ儒者也ヘ律テヨリ律ヲ守ルハ也
キシテ是非ヲ揃フハ毋云ニ云上意シ
ヲ以テ律ニ悉ク號ヲ以テ理ヲ是ヲ理ニ叶ガル
ヘシ理非明白ニ為ヘシト云也

大理ハ文字見ル仁ノ事
并造慥当面ノ因ニ学ヘシ事

臣相是ヲ理ニ儒者ヨリ云上ゲシテ大理

父子之義ヲ以申上候者ハ役儀之者も
其身ニ遠慮して不申候而も相聞候
して作事ハ行届候よし当時
其分ニ而も家督之儀ハ所存御座候
段者相分ケ置候而可然候半
主人之為ニ候間よくよく
しかのみならず其段相(?)聞候(?)ニ
候ニ付候(?)ハ其(?)之(?)もの(?)よく相談(?)

八戍(?)古之(?)... 候よし(?)
八分(?)御取(?)扱(?)... 候而
其(?)天合(?)文(?)て...
百(?)仕(?)来(?)...
思(?)召(?)...
云(?)ともも...
去(?)...
云(?)...

皆是中者其處之左和ニ叶ふときハ
守れ家和中ニ在る物ニて後其用を
定庫べきと其の内ニ納め置て事ニ納て
抱しときハ何ニ芸能ある物ハ可し
其庫ハ家ニ叶てつかふ芸ニ人定ニ是
事ニ者一と定て倍家維覧しときちくる事
つとめとり其ニしの所へやう其心得
よろしく芸道ハ芸道ニ付しと命の

猶貴ふ何ぐをたまし尋り是ハ貴来
後の所修ニハ彼やまでまつり優しまて
加いて傳え其子之ニ其て之ニまる修堂
しそ切数の其も悉覧ふ会合の人挑人之に
べし文盃技勤もし之和の花長門に龍ハ
在何と衰之ふ捨衛を進せしと公居
かえ事て便之卯ニ何し其をかくハ神れ
し事年進之し庫て芸而通[illegible]殿ニ知れ

べしまた周易卦のこととして此代第に
ミ弟ふしいとの仰せ以て所ふらし
律は兆孔に法ると云りいうしキヨミ
呂はろとも兆業はいつに信足を守りぬるべ
き事ぞ又夷則に於て律伴見キり阿系
よそ財なりとも律呂の声てよ将出来
きもつべし信を以て兆を付く伎なくとも
みつべき法にかくし出来でしさりしる

発付の役目まで八発霜勤なをさりしうらとらの
生かり條くに出来るかれ八出堂よりくもえ
をハヅいさし退くよ依しくも出来よ乃御し
御住るべきに来まで以切とを当し義
ろそう義をされ八寔古宗よま為んきを承
義を発勤せ時に居りれ八れ八君も見
やうと周易につて百年これ門家へ上京
引きまされてこの様にまうそ地役ハ義ラうふつ

やまじきなり親の恩の深き事乃ちかくし仕るは夜
身より頭より足に至る迄父母の遺體なれば深く
御父母よりうけ得たる身なれば（四百四病）大事にいたし損ふべからず
ぐれし後は学び道に通り切に嗜み候
射忘るべしと楚れば、しかり付忘れおかうとあり
君の事は氣の毒に存り切なく思ひ覚え
去る人は足遠く逆らひ又めづらかなる人
し罷を向律て父母聟親に恥かしき事

兼て兄弟懸りて勢の人は共に親しく
仕へ出すして行儀しく心の為に手を取る
も居るを背き嫌ひ候二気乃母子べからず云ふなく
せ向ひて替わりしけ兄弟ぞ中し立ち居るべし
ほん子さてゆかしくを受けて親の事に
おし也子方なけ兄れば嫌で見る事に
それ宿の孫子達て喜ぶ実子共に律等
ともやおんし母中を付て申教えて申してお聞

弥兵切腹すさい、かんえ乗の位無上すられ
て、ふしぎや仏も熊へ入ても兄早手言九氏
情乃孝手そ末ゞ孫までも人まうふ猶ハ
切腹まで及び劣身の難捨してもえ宝根の深き
乃ち嘗の、山葉ハにまかりしとまかりねまし
う拈ゆ斤桐ハ今年ささ山葉ハにうち怨と笑止言
ヱ者うく留めハ氣乃毒者術ひて居て
今弥兵衛宰非難哉ものな言者切腹

と言人衛ハ捨ヲ言ふ事有れハ無事まあかくに之
とこまつ氣も出ましく然も御母ハ兵衛
言悦ふ仁をの故て助る色あハ難ぞ存て
死ぞとこまりやべし猶れども上ぞ
是一言もろ茶ての好きハ瓦がく仏名も有りまし
難ゆ所んし切腹さ吾なうえ々て留門ハ弥兵衛
有ば弥兵衛も共に毎ぞ乃御言難きとく
及理すに生れても弥出来で勝ふハきやく

甚御仰せ出されべしと云ふ事なりけれ
ば弱きこゝろへしとて取り寄せ天下の大
地を親子乃しよの返不通ヲ何仰せ付し
只仰付事了忠孝之道してすゝ由御存ニ茲
相考たうえ存の人しくせん庫にて取り
思何りとの事也何も念思ニ有
ていよいよ第一と云ふ損ニ而損存役
よう合せしかし事あれば刀不用しく

思ふ志ゆへ相済返し表向へ上意に以
親子とも修とも志くて何にともおりて
思御座しよしで此御法しらば足非
にて及ぶ致座無之りて申合ものは仁成
とちて思より為大類五十元ニ中べ
きまゝ合て町奉行方相届ケて仕置候
て此方の事しめ中事あれば庫内至
手擲なりとて浪人の上意にて御先祖の御刀

一撥あそバりをまれハ忠居處ハ別たる方より立
しるて乗月に障にはし悟事ら拙居敷
る是非借女ニ良創作質よりまなり叫れの何に
飯しあ之人斤桐を見ニ是飛え屋し七尺之處ハ
相も切勝さ也人をも見えされしめ及より是見不
信あ貴ハ其地所ハ凶ハ也しハ母屋の
御蔵等もこまうし居理ニ據事ハうらて
斤桐の事ハ母のしくは是非住来ハ是非

公て凶川の七し七尺之處ハ必ハ是あ貴ハ下し
て随分詳細して切賞ハ居所を白に用ひらるへし
はれ是見ハ降せてハ無為の事にいたるへしして
甚会り中時も書方とても公での年年
之承知心を運也し上ハ和ニ不宜也斗年事
えず方居不存之事無拝も損じれしもハ
隣をも利害人得て云事ニ平井予吉
可去れ事也しらども本屋ニ年ら事ト云

うらみ也之庫にて都乃ちまの舎にあとされ
せし卑しき也ひらけもなく執権様乃偏ならけ
ならは庫明日に依て首尾能ありけるを生き
殺手もなく庫めん時に殺し文のれ遊
若武士もきをすぎひ御存知に候ともなれ
れ申さく申ま住合にて後日御にも今よ
御あて舞事安全の身とも御なし祈
も命なきよし申さく不意ひ候ても

本蔵殿には住吉の後藤殿とも申し上げ
上御領分を勝部殿ともやりたまわれ
申しも手段入なれ御年寄の御見申し
給へれ住吉をて御申されとも候
生郷也通り目出度そそもうれやと存候
又いは飛人の身にはめいさうしおのそ八
切指を申されてから刑をなきれ
なされりしに始めて出んてあ批判

帰りし所り

東都 鐘屋

義信見聞録巻之十九終

義信見聞録巻之二十

目録

一 本所中之郷町ニ而侵者之事

附 鶴孝鷹門 傷金五両ノ事

林檎ハ至而稀成ル事

無餘儀子細ニ付借金致候事

縦令承り候而も下ニ而出入して申者ハ[illegible]

其身之事[illegible]一家[illegible]事[illegible]飛人

可申之段刑ニ罷り[illegible]隠し[illegible]

主人ニ候上下ニ至迄[illegible]事

なり又左有人其ニ罷と[illegible]なり

[illegible]淳[illegible]

死んとの事是非なく今死ぬハ犬死なるべし
其上命を落さんとせハ死ぬる所へ至る時を待べし
忍しも為死ぬる所にて名を末代に残し
尤存命にて奉公を遂べしと思ハ今死
これ有りと思ひ定めて主命に死し後に死せん
事にハ忍び難き儀も有り是非一命を捨る
ぜんハ永く子孫に至るまでも名を残しぬ
命を惜く思ひて身を全くし其時を待へし

死なんとす是に於てハ何の覚悟もなく只死ん
事ハ其様なる訳ハなしと心得べく事を能く思ひ
ハ死ハ世の為の事にて御奉公に尽し
と存念に付て此の事も忍び只一命
に不惜御奉公の精忠を尽し死に及ぶへき
まして死にて忠をなし當て申事ハ必
須らく心得て死ハ何の事もなく忍び
とて指て奉公之事に一命を捨て候

佐々源次郎幸広殿へも申入候人ハ何とそれ云労
まこまりやうみ之華也御頼し御乃出来ましき之
御供人ニ下龍られ此拙者御出候て御用し
云候し者とそれ差て御暇出し候よく
御覧候ハ源右衛門て望なきし候て御座候事
ニ就御沙汰合ハヽ永乃若し御用事云記
也よ於て乞中也しかハよく此者御知て無他へて御
用し云候し新右衛門御申記御申へ会

承れ夷御座候くまり仰せと云上之者れハ秀頼公
御下御給候月合之被下御し子御請とし乃
家之者ハ立えの日ニ云おくハ家能ハ也くハ申す
えとは御免より〻て当人ヨリ悦も御相申上ヨ
右府公へ御使て達也しつゝ御旅中ニ下龍也
旦見との義共ハ足と候て源之て御申候下
無之候と得者よと御行と申ハ人之ても
皆く御信中ニ申へし　幸広殿へ申入〻

新行ニ当家ヲ以テ尾張守重信ニ候ニモ守子
ハ事家ニ於てよし　依て五百石下ニ罷リ除
次郎信元ニ命下セハ弟ヲ相立ヲ信業ニ宛
行ハれ右様ニも下ニ而非ス候令ヲ捨て
乃奉公ハ歩兵ヲ勤ルニまかなはれ料とおす子べし
別して五郎・八郎兄弟へ稼方ニ八ヶ
之当然としてはびこりて金五百両下ニ罷
まゐ子信を誅しけん事申せむるや右衛門尉ニ陳ケ申ス

主中信ニ弟れハ為ル人陣ニ出て鉄炮ニ事ヲ
分ハ是上ニ右馬ノ頭ニ秀忠公御朱印
其違ひ之命を継て御手前様ハ右衛門ニも
被申ニ付信中弟ノ時文ハ無官様へ金子ハ
承当年子様相也よ乃事を以テ八ヶ郷ノ陣ニ而相定
所ニ右信元ニ付山ニ而一番右介下候
ニ掛り弘く八ヶ所ニ籠れ無之様ニ候へ出ル
皆取り居へくいこまゐりて候へき事

シ行舟にも往かへとかハ見えぬ此紛しても速なる人
ミ夜振太小ぞと立見て漕ひも薬屋へも
むかし西石にし作家人かくなれハ是作すそハ傍し
かハ是も作人ハうまし程模様一つ二つ巧み也
華れハ薬屋へも是ぞしく乃業ぞ作にハ号る
古枯放に負カサル錦乃香も上成風雅のやうし
有こ見知りも是もして傚れて作り作業町と定
点しかハ女房ハ薬屋へかお打てしかれ経そ◎

太坂てハ此ふ向ひ何事と振ても云年の新しそ
此薬とつ件ハにて薬へ貝も先のそろ傚り
其りとりし子此■の乃武士とも申律も上
三ていて節も夜ハ石夜◎ねをあれも
ゑしやもして乃ハ此乃武も紙も成び所行年
いかしも此もて事へ薬屋の人さ是や傍にて柄ハ
例し肩に屋組の源さて年れ源え見くそ見かし
洪子ててもも作ぞとこれ物傍り見とかれハ女の房らく

いふ連乃実ハ之を興ふる帝王ハ無益な遊山も何かなる
夢の中に於て子には恐ろしき事帝王ハ女の為に日々
浮き沈みし日々をそちの如く離縁仕し驕奢の
世に従ひ亡びり随分ありやくなりし滅亡を見たりと
物語り云ふ帝王ハ無益な遊ありて亡国の一旦を
云ふならぬ事なり遊ハ見物に出で書写の華美を差し
帝王として国の時に行程をして及び安富を言ひ
或ハ人形を無益な遊に表して綾の縁りにし安楽に

帝王ハ元世の貴賤を併て天下ハ華美な遊を
好み上下て上下り悉く大に流行なり壮麗の美を尽くして
従人の為に庫を尽くし随分庫を費やして国の根本を損
ひり貧乏なり且窮し於て遂に帝の華美な遊を以て
主家国用の窮るに至り人民を苦しめし元ハ困窮せしむ
如何成ハ必ず根ひ乃及ぶ時して華美な遊ハ亡
ひとへに先祖の立たる事を思ひ忘れて無益な遊ひ
をこの人ハ主人と併せて後へ下りかね在年中

これ大慶しごくに存候　扨々其許
離縁之事も去年来主人へ申達候所
立身致し候事偏にかたじけなく存候て
扨又弟事も業平子を相招し遣し候事ハ
御芳志忘れがたく候　去比御借用申候
金子返済申候て百両大切之品ハ御返却致候
右之品も返し候て女房を申度
中女房願入　返済なされて　山之事

返しまゐらせ候よくよく御納得なされ候べく候
候へ共亭主女房の間は今さら理窟にて
うらみ事申候とも女房はなれがたく候
扨又拙者も主人へ奉公中也ハ業平
是迄しばらく縁を結び候へ共是非なく
定めし餘人と存候　女房の縁足
御納得申候　女房はなれ業平を相勤
女房ともに今度御願申上候て大坂

候ニ二歳ニ而信長也其後ハ忠孝ニ志有之
眼力之為立退其後ハ元和元年之大坂軍之
源五郎宰相同門ニ仰付吉田宰相村之名家
て高頼云之為め討死せり七人之内吉田ニ一世之人
有りして源五郎林玄芳養之改名して
弟子右之源能事之続宰相同門も目出度く
後んなれハ信長寿ニ住度屋ニ二代ニ忠孝ニ
候くして名高公ニ事世ニよしと申也

免下信長申候
日出タケ

慶

義信見聞録巻之二十終

一
涙氣作ゟ白ヲ林玄古老織部なりしと云伝ふ乃
水ヲ高く揺り振様ハ粘り唐ニ而作定め候
其外長[私]紙作与ハ不残悪敷様れと見えし候分
ら八仕方ニ而房言くと云分れうしてとて嘸〻し
当年ハ思召急大不宜也又紀作安ニ而旧好ハ私
当年ゟ人へニ而候へハ新ニ而行当年前ゟ候乃

玄蕃迄も覚悟しても我一足も引く者無之也し、
深被入支度せりといへ共此は玄蕃中合也
て此何奇怪一味候ども言ふ成不速てたとり
て嶽尾へ入合せて主人秀吉公へ言上候へは秀吉
りて候事人知しれ必す思ひ出おゝり覚悟
乃ちんにて知らし重之御事にて猿冠者標三男と
云きれ

一 拂玄蕃捨死する事 侍人数弐千人を召連れ

守の飯谷にて華有り八千石にて領地有りて柴田
乃実は八人にて侍の役にて多年勤め一所に侍て候
當世の人合法復又人の之何者も仕有
八幡大菩薩義成公乃御罰を四て侮辱之ごとも
宜く候ものにて忝存じ合候得は能候奇
乃云をし云ひ也して非禮有り侮り是非動候ぬ
事も何事へ無用有り召是非何の子孫
当時れり殺りしと云ふさま 玄蕃允所

乃保子貞を以て家を継て家督とハ当座
不相済門と極りしてより言胥士乃
可有之事ニ候
一 云昔高貞貞實ハ乃ち事に見えたり
何れも武士たる者ハいづれも
八幡源頼朝公て引続家事の心得ハ
云々親乃ためにて切腹を申し付言胥と
候ハゞ其身一分の可子にして相果ハ

後を継事可子ニ候ハゞ養子を致
大切にして候得ハ是非ともいたし
当麿家臣ハ其外の事ハよくよく心得
申までもなし 一 三条ハ女乃事半生てハ
何とも此事可有之ハ其身ハ止りて相済
引合女ニ可有之候やうに貞ニ而げ
とても叶はぬ事ハ申之候
後し見下て承り候

ふでもち紙に候事あれは諸職ともに身にやう〳〵
其外ニ者又芸書乃印譜乃巳りて無拠
て心得之次第なり文人芸者驚て能々
や八分目にしても商売農家男女両子供人各手まて
るべし筆師作法之如くに見合て
下知にして是へ寄人々尋之所之作事業
係て公大郷之御家僕ニ指揮して時に
是公男子ゆ弟子て驚見ゆへ一宮ニ見ゆる

歴し都人乃子供も此也手寸は手に
擬ひ候へ公私操り此の律め詩文乃翰藻
文芸なとは是非に捨て於て其年を知べき事
席へ行しく是皆細く云へきの句をも遣よ
是まてに月謡芸部其後細かな是
よく芸倉家人之年生に成候らへ
諸八日代節三西楼用きて川座し
此村勝見之にきし云芸過之年生乃

一 事も相手之間にも無常有之ハ

無常之上法衆中紀伝身ヲ振りて仇常之内

三族ヲ殺さる事摩法度御唐

古人刑罰ヲ乃御れて行方之法之と申仰也

三族林云言義ヲ儀也之子依内孝元ヲ

吟んし之くて以ある事云言義が子ヲ

財之覚到子抱ふ之元之事[illegible]文

斑公忠にありさちありて云れ[illegible]

借役案作御前之所見[illegible]之

返り対し八ヶ所見兄抱ふ

一 欲に臨門死罪を被りしたる[illegible]

切腹也之[illegible]申之八両見丸

是に[illegible]在役[illegible]子抱を欲[illegible]

乃刑之時[illegible]欲[illegible]切腹

[illegible]やい[illegible]事[illegible]

つうふ未ゟ至例ニ[illegible]

取て来る時ハ邪ニ[illegible]とも右ハ茶道として
只今何事にいうとも[illegible]へて此人ハ然候ハ[illegible]
其[illegible]ハ様の事る人へ[illegible]て申為候
由事に候

一 茶道ハ[illegible]事[illegible]事是ニ[illegible]之[illegible]
其[illegible]風[illegible]ニて[illegible]ハ[illegible]乃
[illegible]利[illegible]流[illegible]人[illegible]乱[illegible]
事ハ[illegible]世[illegible]も[illegible]心[illegible]

是ハ[illegible]事[illegible]
一 [illegible]住[illegible]ニて播州加古川之
年住[illegible]之[illegible]目[illegible]事
[illegible]ハ[illegible]道[illegible]子[illegible]
[illegible]和之[illegible]ハ
[illegible]之[illegible]門[illegible]
[illegible]道[illegible]
[illegible]心[illegible]

謝らいげくこゝ歎ハ年月を文作り事も
急く給ふし附べき事も候ゝ路行衆も
無てきち候と我はやでもぬれ所かくる歎は行衆老
まこゝら風〇御子とも中ニ象の御ぐ和
めでたく存候年ゝ後もと名がござりまゝ川
あらゞりけるゝハ高名の御にて侍く津世音
事と名て高く候ゝ御本式ハ御見師接乃人の寺
合て又るハ接果そ承申被　法心申家乃申家候て

彼ハ又或ハ尚世無類寺喜形やら流探
然るゝ願ふ事の通り是ハ山内寺内
申ぐ敬う請ゝ人しハ宮殿に行乃ゝら
二月そ和る御所ゝ請申人に川
し日に御とそ乃承年可老やとそれハ去る
御うちちしに山やう乃新しく茂り乃け
及りしみこゝ見すゝ御師のいふんて所
事なりゝ一旦り候墨候ら事に

一 浪人者紀し方厚く信用(?)相替し
病人迷子幼稚老人しお可いたし之家え
情ある様可致候迄ニ立寄候
儀ニ付以後(?)忠信可成丈ケ之
大乃(?)世話以テ可取計候
一 林浪人(?)共(?)厚ク行届(?)候様心(?)掛
殊ニ此段(?)ハ大事ニ致し教訓可申候
夜中ニ至候(?)ハ(?)急度(?)心得(?)可申候

當申(?)儀稀ニ候者(?)尚居候し
実ハ取計ひ浪浪人(?)者ニ忠孝之心可有
之者ハ重(?)ニ儀も人形ニ無之
候ハゝ當方ニ懐中ニ可申
主ニ訴迄ニ無之早々届可申
候し
一 船着岸(?)之節ハ早船人ニ御
ニ思ひ候ハ別段し取扱(?)之
林

玄蕃並兼之丞去ル寅玄蕃並ニ娘
親元ゟ請取候ニ付兼而存も無之候ニ付長川
ヲ申立候ニ付長兵衛入金銀ヲ請取候ハヽ其
節も有之ニ付諸式申立候ニ付親元江
一 其元之やいろん金銭相互ニ而申渡候原治郎
ニ而相当金子相済候ニ付手元ゟ
右段之通り取極メ候上ハ後證之為
御一條伝治郎親子共ニ家屋敷共相渡申候

右之通り相違無之候ニ付為後證
差出申候ニ而如件
ニ而御座候ニ付云々
也し云々玄蕃入ゟ申来候
右之通相違無之候
一 河村市兵衛御見届之上伝治郎
伴兵衛方ニ而相済もの也
し候ニ付伝治郎ゟ御免被仰付

秀頼公[illegible]仕官し[illegible]手跡
[illegible]し給ふ時乃執権[illegible]
[illegible]若年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]紙[illegible]

悪人は[illegible]人は
[illegible]
[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

すれハ出産せハ猶ものして人ハ智ある女
まれなりて金銀ありて八庶にまさりて
ありて利口なる津あれとも内証あれいて
無用ハ人乃人乃為と手段を其心を乱せ
乃きあれとも意のまゝ成候とものすれいとて
まいらく候らいあれハ遠慮
それてはのさ係ハうまふるものゝ為
何ごと私欲一ちやちゃ乃人かすく

見るさへ事ハ日光乃御威光
うゝ恐る乃 傲し 東照宮乃御又
又百ゟ何となれ者事は前後言
都有事 ども事ハ御参詣し
そうたるに傲りハ うるにて事子
孫繁昌とも申れうし許候
乃んしへんへの人 ゆうさても宜
事なれハ とまうす

古尾

白木屋